

平成26年9月24日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野 寛次

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 福島 直之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、起訴状における被害者の特定に関し、被害者の実名以外の方法によることにつき正当化される事由があると認められた事案（以下「匿名化事案」という。）において、判決書又は判決を記載した調書（以下「判決書等」という。）に被害者の特定に関する記載を実名で表記した場合に、刑事訴訟法46条による判決書等の謄本又は抄本の請求があったときの取扱いについて、この度、東京地方裁判所から、同裁判所における取扱いが情報提供されましたので、参考までにお知らせします。

もとより、匿名化事案においては、被害者の情報について、特に慎重な配慮が求められることは言うまでもありません。したがって、匿名化事案において判決書等の謄本等の請求があった場合の配慮の在り方を検討するに当たっては、必要な配慮は何であるか、そのような配慮を行うに当たっての障害やその他の留意点は何であるかなど、この場合における被害者への配慮に関する問題点について、刑事訴訟法規の規律を踏まえて、東京地方裁判所における取扱いを参考としつつ、裁判官と裁判所書記官との間で十分に議論を重ね、運用の申合せをするなどして問題意識を共有し、庁全体として事務処理に遺漏のないようにしてください。

なお、御不明な点がありましたら、総務局第三課にお問い合わせください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせ下さい。

敬 具

(平成26・7・18)

匿名化事案の判決書謄本等作成に関する申合せ

東京地方裁判所本庁刑事部裁判官

1 起訴状における被害者の特定に関し、被害者の実名以外の方法によることにつき正当化される事由があると認められた事案（以下「匿名化事案」という。）において、判決書又は判決を記載した調書（以下「判決書等」という。）における被害者特定に関する記載を実名で表記した場合、裁判長（官）が、刑事訴訟法46条による請求（検察官からの請求を除く。以下同じ。）に基づいて交付される判決書等の謄本又は抄本（以下「謄本等」という。）に被害者の実名等が表記されることによって、被害者が再び被害を受けるおそれがあるなどの事由により、謄本等に被害者の実名等を表記するのが相当でないと判断したときには、裁判長（官）は、書記官に対し、謄本等に表記するのが相当でない事項を特定し、その部分につきマスキング処理をした判決書等の写し（以下「判決書匿名写し」という。）の作成を指示するとともに、別紙記載例を参考として、事情説明書（判決書匿名写しを作成した事情を説明する書面）を作成し、書記官に交付する。

この場合において、刑事訴訟法46条により謄本等の交付請求があったときは、請求者に、被害者の実名等が記載された判決書等の謄本等の交付を受ける正当な理由がない限り、請求者に対し、改めて判決書匿名写しのと通りのマスキング処理をして作成した判決書等の抄本を交付する。

2 匿名化事案において、判決書匿名写しの作成が見込まれる場合、判決書等を作成する裁判官は、被害者の実名を表記する箇所を最小限に止め、以下は適宜の仮称を使用して表記するなどの配慮を行うものとする。

以上

平成〇〇年刑(わ)第〇〇〇〇号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件
被告人 〇〇〇〇

事情説明書（記載例）

平成〇年〇月〇日

東京地方裁判所刑事第〇部

裁判長（官） 〇 〇 〇 〇

本件については、次の事情から、公訴事実被害者の実名を表記すると、被害者に再被害が生じるおそれがあると思われるので、判決書謄本等の交付請求があった場合は、請求者に正当な理由がない限り、別添の判決書写しのと通りのマスキング処理をした抄本を交付すべきと思料する。

- 1 被告人は、約1年近くの間、一方的に被害者に好意を抱き続け、警察官が被害者の周囲を警戒していることを認識しつつ、ことさらに被害者に接近する行為を繰り返していた。
- 2 被告人は、被害者の実名は知らないが、通学先等は知っており、さらに実名を知れば、被告人が新たなストーカー行為等に及ぶ現実的なおそれがある。

以 上

被害者の実名等の表示がない判決書又は判決を記載した調書の抄本の作成及び交付等の事務処理要領

※ この事務処理要領は、平成26年7月18日付け東京地方裁判所本庁刑事部裁判官による「匿名化事案の判決書謄本等作成に関する申合せ」に基づくものである。

1 被害者の実名等の表示がない判決書等の写しの作成

書記官は、判決をした裁判長（官）から、「匿名化事案の判決書謄本等作成に関する申合せ」に基づき作成された事情説明書を受領したときは、その内容等に従い、被害者の実名等が表示された部分について黒色でマスキング処理をした判決書又は判決を記載した調書（以下「判決書等」という。）の写し（以下「判決書匿名写し」という。）を作成する。

なお、作成した判決書匿名写しについては、判決をした裁判長（官）の確認を受ける。

2 判決書匿名写しが作成されていることを明らかにする措置

書記官は、判決書匿名写しを作成した場合、次の措置を行う。

- (1) 訴訟記録の表紙の上部余白部分等に、「判決書匿名写し作成済み」と青色で記載して判決書匿名写しが作成されていることを表示する。
- (2) 判決書等の原本の上部余白部分に、次のとおり判決書匿名写しが作成されていることを付記し、認印を押す。

「被害者の実名等を除いた写し作成済み 裁判所書記官 ㊟」

- (3) 訴訟記録中の判決書等の原本の直後に、事情説明書及び判決書匿名写しをその順序でつづり込む。
- (4) 控訴の申立て又は被告事件の終結により、訴訟記録を控訴裁判所又は検察庁

に送付する場合には、別添事務連絡を添付する。

3 判決書匿名写しが作成された事案について、刑事訴訟法46条による判決書等の謄本又は抄本（以下「謄本等」という。）の請求（検察官からの請求を除く。）があった場合の取扱い

(1) 書記官は、請求者に対し、判決書匿名写しのおりの抄本（以下「判決書匿名抄本」という。）の交付を請求するよう促す。

(2) 請求者が(1)の促しに応じた場合、書記官は、次の措置を行う。

ア 1の判決書匿名写しをコピーして判決書匿名抄本を作成し、主任書記官の点検を受けた上で、これを請求者に交付する。

イ 請求者に対し、その了解を得て判決書匿名抄本を交付したことを記録上明らかにする（例えば、「請求者に対し、その了解を得て、別紙内容の判決書匿名抄本を交付した。裁判所書記官[㊟]」などと請書に付記する（書式例1参照）。）。

ウ 交付した抄本の内容を明らかにするため、請求者に交付した判決書匿名抄本と同じ内容の写しを請書に添付する。

(3) 請求者が(1)の促しに応じなかった場合、書記官は、次の措置を行う。

ア 裁判長（官）の指示に従い、被害者の実名等が表示された判決書等の謄本等の交付を請求する理由（実名等の表示の必要性等）を聴取し、聴取書を作成する（聴取書作成に代えて、請求者に上記理由を記載した書面を提出させることもできる。）。

イ アの聴取書又は提出書面を判決謄本交付申請書等とともに、裁判長（官）に提出する。

ウ 裁判長（官）が、請求者に正当な理由があると判断したときは、請求者に対し、請求どおりの判決書等の謄本等を交付する。

エ 裁判長（官）が、請求者に正当な理由がないと判断したときは、次の措置を行う。

(ア) (2)アと同様の方法により判決書匿名抄本を作成し、主任書記官の点検を

受けた上で、これを請求者に交付する。

- (イ) (ア)の交付に際しては、請求者に対し、裁判長（官）が、被害者の氏名その他の被害者を特定する事項を表示することが相当ではないと判断したため判決書匿名抄本を交付することとした旨及び相当ではないと判断した理由を説明する。
- (ウ) 請求者に対し、(イ)の説明をした上で判決書匿名抄本を交付したことを記録上明らかにする（例えば、「請求者に対し、被害者保護の観点から別紙内容の判決書匿名抄本を交付する旨説明した上でこれを交付した。裁判所書記官[㊟]」などと請書に付記する（書式例2参照）。）。
- (エ) 交付した抄本の内容を明らかにするため、請求者に交付した判決書匿名抄本と同じ内容の写しを請書に添付する。

①控訴審宛て事務連絡

平成 年 月 日

平成 年 (わ)第 号
被告事件

被告人

担当者 各位

東京地方裁判所刑事第 部
裁判所書記官

事 務 連 絡

本件につき、判決をした裁判所は、刑事訴訟法46条による判決書又は判決を記載した調書（以下「判決書等」という。）の謄本又は抄本の交付の請求（検察官からの請求を除く。以下同じ。）に基づいて交付される謄本又は抄本には、被害者保護の観点から、記録中判決書の直後につづり込まれている「事情説明書」記載のとおり、被害者の氏名その他の被害者を特定する事項を表示することは相当でないと判断しました。

なお、判決をした裁判所は、上記の請求があった場合には、被害者の氏名その他の被害者を特定する事項の表示がない判決書等の抄本を作成し、これを請求した者に交付することとしていることを申し添えます。

②検察庁宛て事務連絡

平成 年 月 日

平成 年 (わ)第 号
被告事件
被告人

東京地方検察庁保管検察官 殿

東京地方裁判所刑事第 部
裁判所書記官

事 務 連 絡

本件につき、判決をした裁判所は、刑事訴訟法46条による判決書又は判決を記載した調書（以下「判決書等」という。）の謄本又は抄本の交付の請求（検察官からの請求を除く。以下同じ。）に基づいて交付される謄本又は抄本には、被害者保護の観点から、記録中判決書の直後につづり込まれている「事情説明書」記載のとおり、被害者の氏名その他の被害者を特定する事項を表示することは相当でないと判断しました。

なお、判決をした裁判所は、上記の請求があった場合には、被害者の氏名その他の被害者を特定する事項の表示がない判決書等の抄本を作成し、これを請求した者に交付することとしていることを申し添えます。

書式例 1 (判決謄本交付申請に対し、判決抄本交付によることへの促しに応じた場合)

平成 年 (わ)第 号

被告事件

判 決 謄 本 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第 部 御中

被 告 人

弁 護 人

(被告人が申請する場合は、被告人の部分に署名押印する。弁護人が申請する場合は、被告人の部分に被告人の氏名を記載した上、弁護人の部分に氏名を記載し押印する。)

上記被告人に対する頭書事件について、平成 年 月 日言い渡された判決の謄本を 通交付されたく申請します。

請 書

上記判決謄本 通受領しました。

平成 年 月 日

被 告 人

㊟

弁 護 人

(被告人・弁護人のうち該当するものに○を付する。)

東京地方裁判所刑事第 部 御中

請求者に対し、その了解を得て、別紙内容の判決書匿名抄本を交付した。

裁判所書記官㊟

書式例2 (判決謄本交付申請に対し、裁判所の判断で判決書匿名抄本を交付した場合)

平成 年 (わ)第 号 被告事件

判 決 謄 本 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第 部 御中

被 告 人

弁 護 人

(被告人が申請する場合は、被告人の部分に署名押印する。弁護人が申請する場合は、被告人の部分に被告人の氏名を記載した上、弁護人の部分に氏名を記載し押印する。)

上記被告人に対する頭書事件について、平成 年 月 日言い渡された判決の謄本を 通交付されたく申請します。

請 書

上記判決謄本 通受領しました。

平成 年 月 日

被 告 人

Ⓜ

弁 護 人

(被告人・弁護人のうち該当するものに○を付する。)

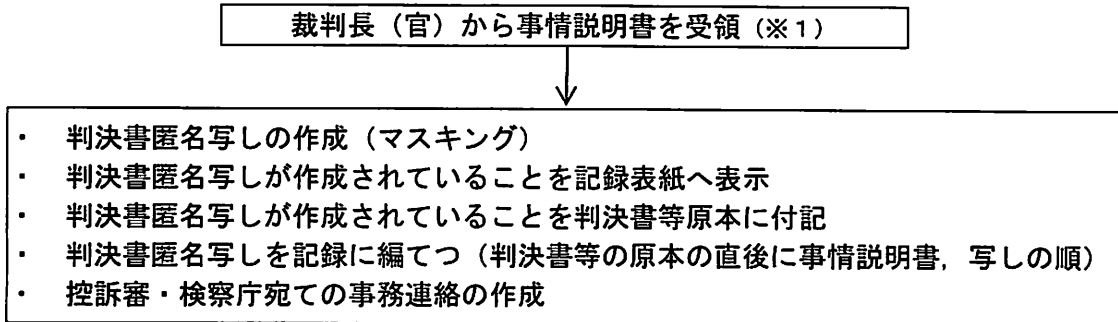
東京地方裁判所刑事第 部 御中

請求者に対し、被害者保護の観点から別紙内容の判決書匿名抄本を交付する旨説明した上でこれを交付した。

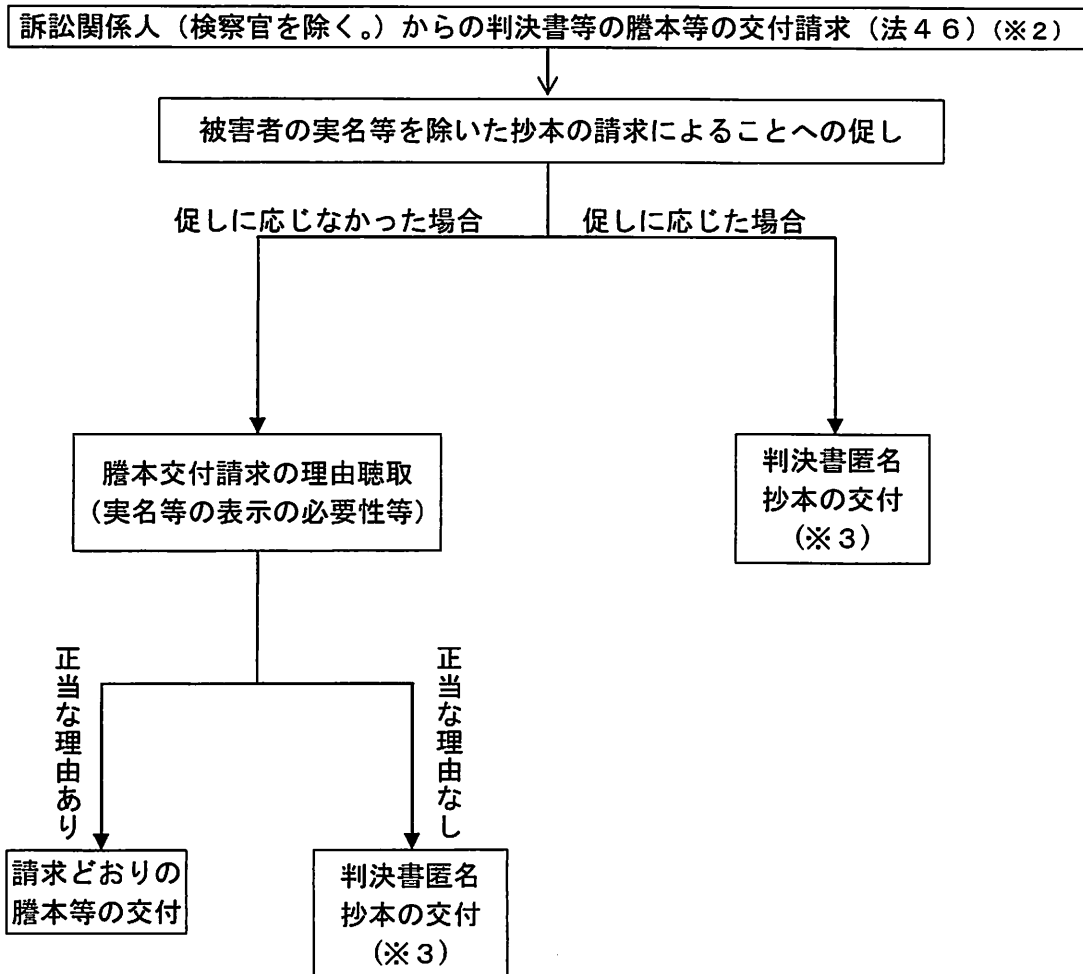
裁判所書記官 Ⓜ

判決書匿名抄本の作成・交付等事務について

判決書匿名写しの作成・記録への表示・記録への編てつ



判決書匿名抄本の交付等



※1 公判手続において被害者の氏名等を明らかにしない公訴事実の記載を前提に審理が進められた事案において、謄本等の交付請求に対し、謄本等に被害者の実名等を表記するのが相当でない判断された場合などに、裁判長（官）からの事情説明書の交付があることが想定されている。

※2 事件の終結により記録が検察庁へ送付済みの場合には、検察庁に対して請求を行うよう促す。

※3 請書に、抄本を交付した旨等を付記し、同抄本の写しを添付する。